

四日市市告示第 374 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 6月23日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	蒔田10号線	蒔田二丁目687 蒔田二丁目352-2	4.0~5.5 1.0~5.1	37.8 273.9	区域を変更する 幅員を変更する NO.1
		蒔田二丁目687 蒔田二丁目352-2	1.0~5.5	273.9	
2	采女106号線	采女町字小藪218-1 采女町字小藪217-7	6.0~11.5 6.0~9.5	76.1 86.5	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する NO.2
		采女町字小藪218-1 采女町字小藪204-6	6.0~11.5	162.6	